



島根県報

平成17年 6月21日 (火)
第 1,685 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
へき地医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則	(医 療 対 策 課)	1
告 示		
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障 害 者 福 祉 課)	2
解除予定保安林	(森 林 整 備 課)	2
国土調査の指定	(用 地 対 策 課)	2
建築基準法の規定に基づく道路の指定	(建 築 住 宅 課)	3
島根県住宅建設資金貸付要綱の一部改正	(")	3
公 告		
三次元加工システムの調達に係る一般競争入札の実施	(産 業 振 興 課)	3
特定調達公告		
地方税電子申告システム導入に係る審査システムの機器リース及び保守一式に係る一般競争入札の落札者等	(税 務 課)	5

公布された条例等のあらまし

へき地医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則 (規則第91号)

1 規則の概要

市町村合併に伴う過疎地域の区域の変更により、へき地医療機関等の対象となる区域を拡大することとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

へき地医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 6月21日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第91号

へき地医療奨学金貸与規則の一部を改正する規則

へき地医療奨学金貸与規則 (平成14年島根県規則第15号) の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「適用される区域」の次に「及び同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域」を加え、同項第4号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 日本赤十字社の開設する益田赤十字病院

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第732号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成17年6月21日

島根県知事 澄 田 信 義

医師の氏名	診療科目	従 事 す る 医 療 機 関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
菊地 慶太	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89 - 1	平成17年6月2日
永田 智子	リハビリテーション科	島根県立中央病院	出雲市姫原町4丁目1 - 1	平成17年6月2日
今田 敏宏	内科	邑智郡公立病院組合公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848 - 2	平成17年6月2日
高松 徹	内科	隠岐広域連合立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成17年6月2日
大山 力丸	循環器科	国立病院機構浜田医療センター	浜田市黒川町3748	平成17年6月2日

島根県告示第733号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年6月21日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
那賀郡弥栄村大字木都賀イ2709 - 2、2709 - 3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため

島根県告示第734号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年6月21日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
平成17年6月13日	松江市	西川津・下東川津地区	告示の日から平成18年6月30日まで

島根県告示第735号

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は木次土木建築事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成17年 6 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

路 線 名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起 点	終 点			
(都)新庄飯田線	雲南市大東町1159 - 3 番地	雲南市大東町1026 - 4 番地	メートル 23.0	メートル 463.5	平成17年 6 月14日 第 1 号
(都)神田大通線 - 1	雲南市大東町1082 - 6 番地	雲南市大東町1083 - 7 番地	19.0	98.4	平成17年 6 月14日 第 1 号
(都)神田大通線 - 2	雲南市大東町1100 - 4 番地	雲南市大東町1108 - 2 番地	19.0	156.2	平成17年 6 月14日 第 1 号
区画道路 6 M - 4	雲南市大東町1019 - 1 番地	雲南市大東町1073 - 3 番地	6.0	149.2	平成17年 6 月14日 第 1 号
区画道路 6 M - 6	雲南市大東町1081 - 2 番地	雲南市大東町1083 - 2 番地	6.0	142.4	平成17年 6 月14日 第 1 号

島根県告示第736号

島根県住宅建設資金貸付要綱（平成 3 年島根県告示第754号）の一部を次のように改正する。

平成17年 6 月21日

島根県知事 澄 田 信 義

別表 1 第 3 号中「第15条」を「第12条」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 6 月21日から施行する。

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成17年 6 月21日

島根県産業技術センター所長 尾 野 幹 也

1 調達内容

- (1) 購入物品等の名称及び数量
三次元加工システム 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限

平成17年8月5日(金)

(4) 納入場所

島根県松江市北陵町1番地 島根県産業技術センター

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
- (3) 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。
- (4) 物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定に基づき、大分類「4 機械器具類」中、中分類「(2) 工作機器」、「(3) 理化学機器」、「(4) 産業機器」又は「(5) 電気通信機器」のいずれかにおいて入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (5) 島根県が実施する建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地
島根県産業技術センター 総務グループ
電話 0852-60-5140 ファクシミリ 0852-60-5144
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
平成17年6月21日(火)から平成17年7月1日(金)まで(開庁日を除く。)の間、上記(1)の場所において交付する。
交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。
- (3) 入札説明会
実施しない。
- (4) 入札書の受領期限
平成17年7月5日(火)午前11時
なお、持参以外の提出方法は認めない。
- (5) 開札の日時及び場所
日時:平成17年7月5日(火)午前11時から
場所:島根県松江市北陵町1番地 テクノアーク内第2会議室

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は

免除する。

(4) 入札者に要求される事項

ア この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立って提出するものとする。

イ 上記の場合、入札者は、開札日時までの間において当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書の作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年 6月21日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量

地方税電子申告システム導入に係る審査システム機器リース及び保守一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部税務課税務電算グループ 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

平成17年 4月28日

4 落札者の氏名及び住所

富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号

5 落札金額

46,504,080円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成17年 3月18日

